

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
38	広島市こども医療費補助条例による子どもに係る医療費の補助に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市は、広島市こども医療費補助条例による子どもに係る医療費の補助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

広島市こども医療費補助条例による子どもに係る医療費の補助に関する事務では、事業の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

広島市長

公表日

令和5年3月31日

[平成26年4月 様式3]